

議案第17号

文化財の県指定について

文化財の県指定について、別紙のとおり議決を求めます。

平成28年3月19日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

文化財の県指定について

平成28年3月19日
文化財課

下記の文化財を鳥取県保護文化財及び鳥取県名勝に指定、鳥取県無形文化財保持者に認定、鳥取県の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択することについて、平成27年5月14日ほかで鳥取県文化財保護審議会へ諮問したところ、平成28年2月19日に開催された同審議会において審議され、県指定及び保持者認定、記録作成選択について鳥取県教育委員会に答申があったので、鳥取県保護文化財及び鳥取県名勝に指定、鳥取県無形文化財保持者に認定、鳥取県の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択するものです。

記

【指定】鳥取県保護文化財

名 称	所在地	員 数	指定基準
こうとくじもんじよ 光徳寺文書	琴浦町	10点	古文書の部 1 古文書類は、我が県の歴史上重要と認められるもの

<指定理由>

光徳寺文書は、曹洞宗^{きふくざん}亀福山光徳寺（琴浦町）の伝来文書である。

光徳寺は、洗川^{あらいがわ}右岸丘陵に位置し、出雲尼子氏との結びつきの深さを物語る伝承が残されている点に、大きな特徴がある。

10点の文書のうち、6点が尼子氏に関連するもので、尼子晴久や勝久が伯耆国八橋郡に存在した光徳寺の寺領・山林を安堵したものなど、尼子氏当主が発給した原文書が含まれる。

なかでも尼子勝久安堵状は、雁皮^{がんび}を用いた大判の料紙（縦34.5cm×横50.0cm）であり、右筆^{ゆうひつ}の手も優れている。同じ大きさの雁皮紙を用いた尼子勝久の安堵状は、光徳寺以外に逢坂八幡神社（大山町）・出雲大社（島根県出雲市）・日御碕神社（同）・鱒淵寺（同）など他にもいくつか残されており、勝久が文書形態に相当なこだわりを持っていたことを推察できる。

以上のように、光徳寺文書は、県内の一ヶ所に伝来した中世文書としては点数も多く、中世後期の伯耆国、とりわけ戦国時代の当該地域にさまざまな影響をおよぼした出雲尼子氏関係の史料としても貴重であり、本県の歴史上において重要と認められる。



尼子勝久安堵状

【指定】鳥取県保護文化財

名 称	所在地	員 数	指定基準
ごひやくらかんず 五百羅漢図	倉吉市	100幅	絵画・彫刻の部 2 我が県の絵画・彫刻史上特に 意義のある資料となるもの 3 題材、品質、形状又は技法等 の点で顕著な特異性を示すもの

<指定理由>

吉田保水^{ほすい} (1719~92) 筆、定光寺^{じょうこうじ} (倉吉市) 所蔵の百幅対の五百羅漢図 (紙本着色、各93.5×43.7cm) である。五百羅漢とは、釈迦亡き後にその教えを護持するため涅槃にはいることなくこの世にとどまる聖僧で、一般的には第一回仏典結集に参集した500人を指す。

本資料は各幅に3~7名、全体で497名の羅漢が描かれる。内容は、羅漢の諸相を、羅漢の修行の様子 (=写経、看経、托鉢など)、神通力の発揮 (=奇瑞や渡水など)、日常 (=剃髪など具体的な仕草のもの) のおよそ三種の図様であらわす。

百幅対が完存する五百羅漢図の例として貴重な点が挙げられる。本資料は、現時点で確認できる日本でもっとも早期に制作された百幅対の五百羅漢図である。

また、伯耆国全域にわたる118名もの募縁者が浄財を投じて百幅対を実現させたことは、町人層における文化活動、信仰等を知る貴重な資料であり、本県の歴史、美術において重要と認められる。



五百羅漢図

【指定】鳥取県保護文化財

名称	所在地	員数	指定基準
ふにおかいせきこふんじだい 不入岡遺跡古墳時代 たてあなじゆうきよしゆつどいぶつ 竪穴住居出土遺物 いつかつ 一括	倉吉市	土器、鉄器、 石器 4 1点	考古資料の部 3 古墳の出土品その他古墳時代の 遺物で学術的価値の特に高いもの

<指定理由>

倉吉市に所在する不入岡遺跡から出土した考古資料である。不入岡遺跡は、平成5年から平成7年に行われた圃場整備事業計画に伴う発掘調査により発見された朝鮮半島と関連のある古墳時代中期（約1600年前）の竪穴住居で、渡来系のカマド跡を伴い、在地の遺物とともに渡来系の遺物が出土した。渡来系遺物は、この時期の土器としては県内唯一のものである。

さらに、この遺構は焼失した住居であり、遺物は同時に廃棄されたことは明らかで一括性が高いことから、県内の古墳時代土器編年の基準となる資料といえる。

渡来系の土器である、^{こしき}甑（蒸し器）、^{つつがたどき}筒形土器、^{ちようどうがゆ}長胴甕は、当時の日本列島にはない土器の形をしており、特に甑は、朝鮮半島東南部、当時の^{かや}伽耶地域の系統と考えられる。しかし、在地の製作技法を用いている点、土器の^{たいど}胎土がこの土地のものではない点から、渡来人かその次の世代が、他の地域を経由し移住してきた可能性を想定できる。本遺物は、古墳時代中期の渡来人が日本列島社会でどう移動したのかを推測できる資料といえ、この時期の遺物としては全国的に見ても特徴的な性格を持っているといえる。

以上のように、本遺跡出土の古墳時代遺物は、本県における古墳時代の地域社会を語る上で歴史的、学術的に重要な資料である。



出土土器集合（完形品）



渡来系遺物（左から筒形土器、長胴甕、甑）



造り付け竈を持つ竪穴住居跡（倉吉市 不入岡遺跡）

【指定】鳥取県名勝

名称	所在地	員数	指定基準
さいほうじていえん 西方寺庭園	若桜町	一式 1,162㎡	名勝 1 公園、庭園

<指定理由>

若桜町若桜字浦町、通称寺通りに位置する西方寺は、寺伝によれば天文年間（1532～1554）の開基で、藩政時代には藩主池田家の帰依を得て、藩主に拝謁できるなどの寺格を与えられた。

明治7年（1874）および明治18年（1885）の二度にわたる若桜宿大火で類焼したが、大火後の明治20年に、焼失前の姿を描いたと考えられる絵図「真景図」が当寺に伝わっており、これと比較すると、境内の建物配置は大きくかわっているものの、庭園は大凡、焼失前の姿を踏襲していると考えられる。

庭園のほぼ中央に位置する園池には、中央に中島があり、岬や入江によって変化に富んだ形状をもつ。園池の周囲はサツキ・ツツジ類や針葉樹、高木、竹林や水生植物が彩りを添え、石灯籠などの石造物が景観を引き締めている。池の護岸や飛石、景石には地元の八東川から産出される安山岩が用いられ、園路の分起点に据えられる踏分石、石橋には、それぞれ板状安山岩、花崗岩を用いるなど、場所に応じて石の種類や形状・色彩を巧みに配している。庫裏（書院）から鑑賞すると庭園の背後に雄大な山並みを望む事ができる一方で、園内を遊歩する庭園でもある。

藩政時代より藩主の帰依を得た由緒ある古いお寺のお庭であり、庭園の構成と意匠は巧みで優れた芸術的・歴史的価値を有している。



西方寺庭園



位置図

【鳥取県無形文化財の指定および保持者の認定】

無形文化財の名称	無形文化財の保持者	
	氏名	住所
かわこうげい 革工芸	もといげ ひでお 本池 秀夫	米子市

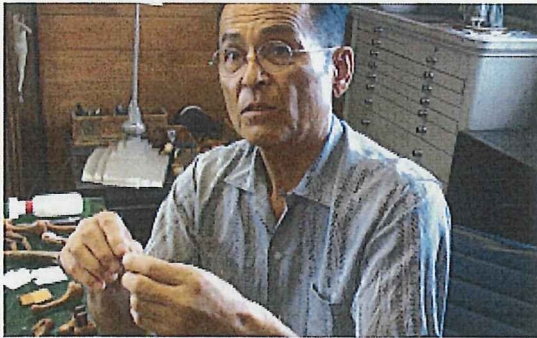
<指定理由>

革工芸には、毛を取り去った生革を叩いて成形したものに漆を塗って仕上げた漆皮、染料や煙によって色や文様を出した染革という技法がある。今に残るものとして古くは古墳時代の甲冑などがあり、日本における革工芸は少なくとも1,500年以上の歴史をもつことが知られている。その後奈良時代になると、正倉院や法隆寺の漆皮箱、東大寺の染革・燻革^{ふすべ}など、技術的にも表現の上でも豊かになり、こうした製品をつくり出す工人集団の存在を、当時の文献に見出すことができる。

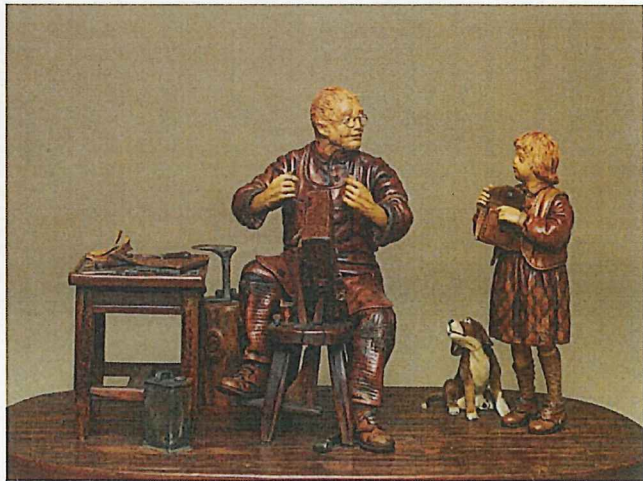
本池秀夫氏は、大学在学中に独学により自身のアトリエをもち、革を素材にバックや靴などの制作をはじめた。その後訪問したイタリアでジュゼッペ・カッペの磁器人形に出会い、革による人形制作を志すようになった。

材料はタンニンでなめした牛革を使用する。人形については木型などになじませて成形するという制作方法から、古墳時代から続く漆皮の系譜に位置づけることができる。

革という素材の質感や造形の可能性を広げつつ、細部にまでこだわり独創のリアリズムを追求する。高い技術による作品は、芸術上も非常に価値が高い。本池氏は鳥取県を代表する革工芸作家である。



制作風景



作品



制作風景 (成形)

【選択】鳥取県記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

名称	所在地	選択基準
たけのうちちょう 竹内町のオコニャ	境港市	風俗慣習 1 由来、内容等において我が県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

<選定理由>

西日本各地、とりわけ滋賀県湖北地方・甲賀地方、島根県出雲地方に多く分布するオコナイは、密教寺院の修正会の影響を受けた民間行事で、新春に地域と家々の安全と五穀豊穰、大漁満足を祈るものである。鳥取県では、境港市域の数ヶ所で行われていたが、現在は同市竹内町のみで行われている。

竹内町では同行事をオコニャと呼んでおり、15軒の草分け（本家）を中心とするモット（同族組織）がそれぞれ講中をつくり、輪番で大餅を作って町内の大同寺に奉納し、次の講中に引き渡す行事として行われている。

出雲地方あるいは湖北地方との関連が推測され、オコナイ行事の分布やあり方を考える上で興味深く、また、モットと呼ばれる同族組織が行事の担い手となり、現在まで続けている希有な事例である。一方、時代の変化により、行事の伝承に課題がみられるようになっており、廃絶した行事や隣県との比較を含め、早急に記録作成等の措置を講ずべきである。



大同寺での法要



供物



大餅を切り分けて各講に配る

参考：鳥取県の国・県指定文化財の件数

() は今回の新規指定決定件数であり外数

県内	県指定文化財	268 (5)	国指定文化財	119
	保護文化財	133 (3)	国宝・重要文化財	56
	絵画	19 (1)	絵画	3
	古文書	8 (1)	古文書	0
	彫刻	41	彫刻	18
	工芸品	15	工芸品	5
	書跡	0	書跡	1
	考古資料	21 (1)	考古資料	11
	歴史資料	2	歴史資料	0
	建造物	22	建造物	18
	工芸・考古資料	4	工芸・考古資料	0
	彫刻・建造物	1	彫刻・建造物	0
	史跡	19	特別史跡・史跡	31
	名勝	8 (1)	名勝	4
	名勝・史跡	0	名勝・史跡	1
	名勝・天然記念物	0	名勝・天然記念物	1
	天然記念物	55	特別天然記念物・天然記念物	19
	有形民俗文化財	3	重要有形民俗文化財	1
	無形民俗文化財	41	重要無形民俗文化財	3
	無形文化財保持者・団体	8 (1)	重要無形文化財保持者・団体	1
	伝統的建造物群保存地区	1	重要伝統的建造物群保存地区	2
	県選択	2 (1)	国選択	9
	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	2 (1)	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	9